

## 6. 國際獸疫事務局（OIE）國際動物衛生規約（Code）（仮訳）

### 2. 10. 1.

#### 靈長類から感染する可能性のあるズーノーシス

##### 2. 10. 1. 1. 序論

靈長類は2亜目12科からなり、約180種がここに属している。ツパイ科（以前は靈長類に属すると考えられていた）は本勧告においては対象とされていない。

靈長類は全種が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）」附属書IまたはIIに掲載されており、国際的移動に際してはCITESが要求する輸出許可書または証明書を取得していることが必要である。

輸入されるほとんどの靈長類は研究、教育または繁殖を目的としたものである。

靈長類の輸入および保管においては、公衆衛生と安全の確保が、重要な第一の論点となる。これは特に人間と動物個体、その体液、糞便及び組織が緊密に接触する機会が多い場合にあてはまる。リスクを最小限にするためには、職員の訓練が行き届いていることと、個人に適用される厳しい衛生基準を各人が遵守することが要求される。

ズーノーシスの病原体を保有しているリスクは、その種の分類学的位置および原産地域と関連がある。リスクは原猿、マーモセット、タマリン、次いでその他の広鼻猿類のサル（新世界ザル）、旧世界ザル、そして類人猿の順に増大すると考えられる。また、野生捕獲された靈長類は、範囲が明確に限定された環境で、獣医学的管理のもとに、自由に移動することなく繁殖育成された動物よりもズーノーシスの病原体を保有しているリスクがより高い。供給者および輸出国政府機関が提供しうる、野生捕獲された靈長類の健康に関する情報は、多くの場合非常に限定的なものにすぎない。

本章で言及されているほとんどの疾病はリストAまたはリストBには記載されていない。したがってOIEの疾病報告体制の範囲からすると、通常はこれらの疾病についてのOIEへの報告は要求されていない。しかしながら、例外的な疫学的事件が発生した場合、これについての報告が要求されていることに変わりはない。

診断基準は「マニュアル」に掲載されている（検討中）。

##### 2. 10. 1. 2. 一般的勧告

輸出国政府機関は、CITESの定める有効な関係書類の提示がある場合に限り、国際獣医学的証明書を発行しなければならない。

政府機関は、是認された方法で動物が個体識別され、疾病の伝播が回避できることを確認するも

のとする（補遺 3. 4. 3. を参照）。

公衆衛生上の理由から、輸入国政府機関は、ペットとしての飼育を目的とした靈長類の輸入を許可してはならない。

ある靈長類が、その種の本来の生息域内にある国から直接輸入される場合で、その健康に関する保証がきわめて限定的なものである場合、輸入国政府機関は獸医学的証明書よりも検疫手続に、より重きを置くべきである。原則的に、供給者や原産国政府機関による健康の保証が限定的であることが輸入の障害となってはならないが、輸入後の検疫において非常に厳格な要求が課されるべきである。特に、検疫は補遺 3. 5. 1. に規定されている基準を満たさなければならず、諸検査が直ちに可能ではない、あるいはその意義が限定的な場合、検疫は疾病が伝播するリスクを最小限にするために十分な期間にわたって実施されなければならない。

輸入国政府機関は、永続的な獸医学的監視が行われている施設から輸入された靈長類について、当該動物が当該施設で生産され、または当該施設で少なくとも 2 年間保管されており、個体識別され、権限のある公務員によって正確な証明書が発行されており、その公式の証明書を補完する、動物個体とその由来する動物群の臨床経過についての証拠資料が完備されていることを条件に、検疫での要求を縮小することができる。

ズーノーシスのキャリアであることが知られている、あるいはそのように疑われる靈長類を輸入する必要がある場合、当該動物を受け入れることが承認されており、補遺 3. 5. 1. で設定された基準に合致した、輸入国の領域内の施設に当該動物を保管することを輸入国政府機関が要求することを条件として、当該輸入は本勧告のいずれによつても制限されなければならない。

## 2. 10. 1. 3. 一般的証明と移動に関する要求

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

### すべての靈長類について

1) 以下の事項を証明する国際獸医学的証明書を提出すること。当該動物が：

- a) 個体識別されていること（個体識別の手段を証明書に明記するものとする）；および
- b) 発送当日の健康診断により、健康で感染症の臨床症状を示しておらず、輸送に耐えうることが明らかであること；

2) 関連のあるすべての記録を国際獸医学的証明書に添付すること。これには個々の靈長類が、発送までの生涯において受けたすべてのワクチン、検査および治療の記録を含む；

3) 航空機による輸送の場合、国際航空運送協会 (IATA) の「生きた動物の輸送に関する規定 (Live Animals Regulations)」、線路あるいは道路を利用する輸送の場合、これと同等の陸上輸送に関する規定

る基準を遵守すること。

#### 2. 10. 1. 4. コントロールされていない環境由来の靈長類に対する検疫での要求

輸入国政府機関は野生またはその他の永続的獣医学的管理の下にない供給源からの発送に対し、以下の条件を要求するものとする：

- 1) 2. 10. 1. 3. で言及されている証拠書類を提示すること；
- 2) 当該動物を補遺 3. 5. 1. の基準に合致した検疫所にただちに収容し、少なくとも 12 週間繫留すること；この検疫期間中に：
  - a) すべての動物について毎日、不健康の徴候 (signs of illness) の有無をモニターし、必要な場合は臨床検査を行うこと；
  - b) 死亡するすべての動物に対して、理由の如何にかかわらず、この目的で利用することが承認された検査所での、徹底的な剖検が行われること；
  - c) 不健康や死亡の原因は、それが何であれ、当該動物が属していた群が検疫所から解放される前に確定されるべきこと；
  - d) 補遺 3. 4. 3. に基づき、動物に対して以下の検査と治療を行うこと；

(別紙の表 2. 10. 1. 4. 参照)

加えて、本章においてはその他のズーノーシス、たとえば麻疹、A型肝炎、サル痘、マールブルグ病やエボラ／レストン等の病原体については、検疫期間中に行う特定の診断法や治療のプロトコルについての勧告がなされていないが、輸入国政府機関はこれらの公衆衛生上の重要性を認識しなければならない。動物がこのような疾病に感染している場合、12 週間の検疫期間中に疾病的臨床的徴候を発見する作業が正確に実施されていれば、そのような病原体の多くについて、その輸入と蔓延を最も効果的にコントロールできることを輸入国政府機関は認識しなければならない。

ある種のウイルス性ズーノーシス、たとえばBウイルス病（ヘルペスウイルス B）については現行の診断法の信頼度は高くない。またその他のウイルスには、ヘルペスウイルスやレトロウイルスように潜伏性で比較的偏在しており、動物の種によっては終生感染するものがあるが、輸入のために、それらに感染した動物を診断し、排除することは可能ではないかもしれない。それゆえ、そのような靈長類の取り扱いにあたっては、2. 10. 1. 7 に規定されている防疫措置を厳密に適用することが人間の健康と安全を守るために必要である。

#### 2. 10. 1. 5. 獣医学的監視下にある施設由来のマーモセットとタマリンに関する証明と検疫での要求

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

### 獣医学的監視下にある施設由来のマーモセットとタマリンについて

1) その発送が 2. 10. 1. 3. に規定されている要求と合致することを証明する国際獣医学的証明書を提出すること。さらに当該動物が：

- a) その由来する施設で生産された、あるいは少なくとも 2 年間そこで保管されていたこと；
- b) 永続的な獣医学的監視下にあり、微生物学的検査、寄生虫学的検査および剖検を含めた適切な健康モニタリングプログラムが実施されている施設に由来すること；
- c) 発送前の過去 2 年間に結核病の感染例が発生していない建物と囲い地で保管されていたこと；

2) 由来する施設で実施されている健康モニタリングプログラムについて記述すること；

3) 動物を補遺 3. 5. 1. に規定されている基準と合致した検疫所に少なくとも 30 日間繫留すること。そしてこの期間に：

- a) すべての動物について毎日、不健康の徴候の有無をモニターし、必要な場合は臨床検査を行うこと；
- b) 死亡するすべての動物について、理由の如何にかかわらず、この目的で利用することが承認された検査所での、徹底的な剖検が行われること
- c) 補遺 3. 4. 3. に基づき、動物に対して以下の検査と治療を行うこと：

(別紙の表 2. 10. 1. 5. 参照)

輸入国政府機関は、通常はウイルス性疾患および結核病についていかなる検査をも要求してはならない。しかし人間の健康と安全を確保するために、2. 10. 1. 7. で勧告されているとおり、厳重な防疫措置が講じられなければならない。

### 2. 10. 1. 6. 獣医学的監視下にある施設由来のその他の靈長類に関する証明と検疫での要求

輸出国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

### 獣医学的監視下にある施設由来の原猿、広鼻猿類のサル（新世界サル）、旧世界サル、ギボン及び類人猿について

1) その発送が 2. 10. 1. 3. に規定されている要求と合致することを証明する国際獣医学的証明書を提出すること。さらに当該動物が：

- a) その由来する施設で生産された、あるいは少なくとも 2 年間そこで保管されていたこと；
  - b) 永続的な獣医学的監視下にあり、微生物学的検査、寄生虫学的検査および剖検を含めた適切な健康モニタリングプログラムが実施されている施設に由来すること；
  - c) 発送前の過去 2 年間に結核病の感染例が発生していない建物と囲い地 (building and enclosures) で保管されていたこと；
  - d) 結核病または狂犬病を含むその他のズーノーシスの感染例が、動物が保管されていた建物 (building) 内で発送前の過去 2 年間に発生していない施設 (premises) に由来すること；
  - e) 発送前の 30 日間に、少なくとも 2 週間の間隔をあけて、2 回の結核検査を受け、それらの結果が陰性であること；
  - f) サルモネラ、シゲラおよびエルシニアを含む病原性腸内細菌群に関する検査を受けたこと；
  - g) 内部寄生虫および外部寄生虫に関する検査と、これらに対する適切な治療を受けたこと；
  - h) B 型肝炎ウイルスに関する検査を受け、現在の状況について証明する書類が作成されていること（ギボンと類人猿のみ）；
- 2) 動物を検疫所に少なくとも 30 日間繫留すること。そしてこの期間に：
- a) すべての動物について毎日、不健康の徴候の有無をモニターし、必要な場合は臨床検査を行うこと；
  - b) 死亡するすべての動物について、理由の如何にかかわらず、この目的で利用することが承認された検査所での、徹底的な剖検が行われること；
  - c) 不健康や死亡の原因は、それが何であれ、当該動物が属していた群が検疫所から解放される前に確定されるべきこと；
  - d) 補遺 3. 4. 3. に基づき、動物に対して以下の検査と治療を行うこと：

(別紙の表 2. 10. 1. 6. 参照)

輸入国政府機関は、通常はウイルス性疾患についていかなる検査も要求してはならない。しかし人間の健康と安全を確保するために、2. 10. 1. 7. で勧告されているとおり、厳重な防疫措置が講じられなければならない。

## 2. 10. 1. 7. 靈長類またはその体液、糞便及び組織に暴露される職員が遵守すべき防疫措置

検疫を終えた後であっても、ほとんどの靈長類が何らかのズーノーシスの病原体を保有していることは避けがたい。それゆえ関連当局は、職員が（剖検時を含めて）靈長類またはその体液、糞便及び組織に暴露される施設の管理者 (management of institutions) に、以下の指針に従うことを奨励するべきである。

- 1) ズーノーシスの封じ込めと個人の安全に関連して、職員に靈長類、その体液、糞便および組織の適切な取り扱いについての訓練を施すこと；
- 2) 職員に、マカクとBウイルスの関係にみられるように、一定の種については、ある種のズーノーシスの病原体に終生感染しているものと見なすべきであることを通知すること；
- 3) 職員に対し、防護服の着用、感染をおこす可能性のある区域での飲食および喫煙の禁止を含む、個人レベルの防疫慣行を確実に遵守させること；
- 4) 結核病、病原性腸内細菌群、内部寄生虫およびその他必要と判断される病原体のモニタリングを含め、職員の健康のためのスクリーニングプログラムを実施すること；
- 5) 適切な予防接種プログラムを実施すること。たとえば破傷風、麻疹、急性灰白髄炎、狂犬病、A型およびB型肝炎、および靈長類が由来する区域に特有のその他の疾病に対するものを含む；
- 6) 狂犬病やヘルペスウイルスのように、咬傷やひっかき傷で伝染する可能性があるズーノーシスの予防と治療についての指針を策定すること；
- 7) 職員に対して、彼らが靈長類またはその体液、糞便及び組織を取り扱う業務に従事していることを明記したカードを発行し、職員が病気になった場合に医療機関にこれを提示できるようにすること；
- 8) 動物の死体、体液、糞便及び組織は、公衆衛生に危害を及ぼさないような方法で処分すること。

表2.10.1.4

疾病／病原体	動物のグループ	スケジュール	方法
B型肝炎	テナガザル (gibbons) 及び大型類人猿	第1週目に初回検査、3週間から4週間後に第2回目の検査を実施。	Hbc抗体およびHBs抗原に対する血清学的検査、および適切な追加的パラメーター。
結核病 ( <i>Mycobacterium hominis</i> および <i>M. bovis</i> )	マーモセット、タマリン 原猿類、広鼻猿類のサル、旧世界ザル、テナガザルおよび大型類人猿	2～4週間隔で2回の検査を実施。 2～4週間隔で、少なくとも3回の検査を実施。	皮膚テストまたは血清学的検査。皮膚テストに関しては、ツベルクリン反応が最も信頼性が高く、他の方法と比較して、テストに対する反応のサイズが感染の強さと関連するという利点がある。マーモセット、タマリンまたは小型の原猿においては、皮膚テストは眼瞼よりも腹部の皮内で実施する。ある種（例：オランウータン）においては、結核病の診断のための皮膚テストで誤った陽性反応が出ることが知られている。ほ乳類と鳥類の精製ツベルクリン蛋白 (PPD) を用いた比較試験、病原体の培養、X線撮影およびELISAが混乱を排除しうる。
その他の病原性細菌 ( <i>Salmonella</i> , <i>Shigella</i> , <i>Yersinia</i> その他適切と認められるもの)	全種	到着後5日以内に3日間、連日実施。さらに少なくとも1回または2回の検査を2～4週間間隔で実施。	糞便の培養。新鮮便または直腸スワブを直ちに培養するか、直ちに輸送用培地に納める。
内部および外部寄生虫	全種	少なくとも2回の検査を、1回目は検疫開始時、2回目は検疫終了近くに実施。	動物と寄生虫の種により適切と認められる検査法および駆虫処置を実施

表2.10.1.5

疾病／病原体	動物のグループ	スケジュール	方法
病原性細菌 ( <i>Salmonella</i> , <i>Shigella</i> , <i>Yersinia</i> その他適切と認められるもの)	全種	到着後5日以内に3日間、連日実施。	糞便の培養（2.10.1.4の表の解説を参照）
内部及び外部寄生虫	全種	少なくとも2回の検査を、1回目は検疫開始時、2回目は検疫終了近くに実施。	動物と寄生虫の種により適切と認められる検査法および駆虫処置

表2.10.1.6

疾病／病原体	動物のグループ	スケジュール	方法
結核病	全種	1回の検査を実施。	皮膚テストまたは血清学的検査（2.10.1.4の解説を参照）

## 補遺 3.5.1 靈長類に適用可能な検疫措置

### 3.5.1.1. 一般原則

本補遺は靈長類が、その種の生息域内にある国から直接輸入される場合で、健康についてきわめて限定的な保証しか与えられない場合、あるいは 2.10.1.2 の最終パラグラフが当てはまる場合に従うべき基準を規定している。

検疫プログラムは伝染病の発見を促進するため、および新しい集団に導入される動物個体および／または動物群の全般的な健康状態を正確に評価するために設計されている。導入されるすべての動物につき、感染症の保有状況はあくまでもはっきりしないものとして警戒することが、公衆衛生と安全のためには必要である。

検疫はその期間と、健康状態を評価するために実施される作業および手続によって特徴づけられる。

最短の検疫期間は、2.10.1 の 2.10.1.4.、2.10.1.5.、2.10.1.6. に規定されているように、検疫期間中におこった不都合な事件が完全に調査・解決され、検疫を受けている動物群の中に病原体が感染した徴候が見られなくなるまで延長することができる。

検疫の作業および手続は、検疫を受ける動物の健康状態を可能な限り明らかにするとともに、人間およびその他の動物を不注意に伝染性の病原体に暴露することから保護し、検疫を受ける動物の健康と福祉をはかることに方向づけられるべきである。それゆえ検疫業務は：

1. 動物や動物群を効果的に隔離することで伝染病の蔓延を防ぐ措置を包含するべきである；
2. 検疫所に勤務する職員の健康を守るべきである；
3. 検疫を受ける動物の健康と福祉を促進するための措置を包含するべきである。

検疫プログラムは最低限、以下に掲げる重要な要素から構成されるべきである：

### 3.5.1.2. 管理者の方針

管理者は検疫施設へのアクセスを、靈長類に伝染病の危険を与えることのない、権限ある最も重要な職員に限定するべきである。

管理者は検疫施設に勤務することの潜在的危険と、すべての作業を安全な方法で執り行う必要について職員に指示を与えるべきである。職員に対しては定期的な再教育がなされるべきである。

管理者は感染する危険性がより高い可能性のある人、または本人にとって感染が著しく危険とな

りうる人を検疫施設に近づけないことができる。管理者は他の職員に対し、2.10.1.7.の5)で言及されているような、健康を増進するような活動を要求することができる。

### 3.5.1.3. 検疫施設の基本構造と設備

1. 検疫施設の建築物または敷地、およびその操業は、検疫を受ける動物を、他の動物および検疫の操業に必須ではない職員と厳格に分離し、隔離飼育するようでなければならない。

2. この隔離飼育を達成する方法には以下のものが含まれる。

a) 物理的バリアや手続的なアクセスコントロール体制のような安全確保措置の利用。

b) 安全確保体制の一部として、危険を警告する表示を検疫エリアの入り口に掲示し、検疫エリア内で感染症に暴露される可能性があることを明記する。連絡をとるべき検疫エリアの責任者の氏名と電話番号が明らかにされなければならず、検疫エリアに立ち入る際に特に要求される条件は、すべて一覧表にされなければならない。

c) 効果的な齧歯類、野生動物および昆虫のコントロールプログラムを実施すること。そのプログラムは検疫を受ける動物を健康上の危険にさらしてはならない。

d) 検疫を受ける動物群について、ある動物群と他の動物群とを完全に物理的に分離すること。これは検疫期間中に感染症の病原体と接触することと、一方の動物群から他方へ病原体が持ち込まれることを防止するためである。通常、同一の輸出者から一つの輸送貨物のかたちで到着する動物のみが群としてまとめられるべきである。検疫期間中に動物を複数の動物群の間で交換する、あるいは複数の動物群を混合してはならない。新しく編成された動物群が検疫のプロセス全体を再度やり直す場合はこの限りではない。

3. 検疫施設は検疫を受ける動物を安全に繋留し、動物を繋留するエリアとアクセスエリアの使用中及び使用後の、安全、容易かつ効率的な清掃と汚染除去ができるように設計されなければならない。

a) 検疫施設は、外部から、および相互に物理的に分離した、少なくとも2つの別個のエリアからなるものとする。これには着衣、履き物を防護用のものと交換し、ロッカー、手洗い設備および可能であればシャワー設備が設置されたアクセスエリアが含まれる。

これは、検疫施設の外部で着用される着衣や履き物と、動物を繋留するエリア内で着用された、潜在的に汚染されている防護服との交差的汚染を防止するために必要な手順である。

b) 動物繋留室の壁、床及び天井の表面は清掃と消毒を容易にするために防水性のものでなければならない。これらの表面にある穴やしみ込みはすべて、薰蒸または空間(space)の汚染除去を容易にするため、目張りするか、目張りが可能でなくてはならない。動物繋留室へ通じるドアは内方に開くものとし、動物が繋留されている間は常に閉鎖しておかなければならぬ。施設が(距離、囲

いその他の隔離の方法により) 検疫が実施されていないエリアから十分に隔離されている場合を除き、窓はすべて閉鎖したうえで目張りしなければならない。

c) 窓を閉鎖して目張りした状態で作業が実施されている施設内では、最適の隔離飼育を確実に実現すると同時に動物の健康と快適さを提供できる方法で、換気システムが作動しそれがモニターされなければならない。検疫施設内の空気流の方向は、検疫施設の外側から検疫施設の内側へ向かい、検疫アクセスエリアから動物繫留室へと向かわなければならない。排気される空気または施設内を再循環する空気はフィルターを通さなければならぬ。加えて、排気は建物と、ほかの占有地から遠くまき散らさなければならぬ。暖房、換気および空調システムは、万一、電気その他のサポート体制が故障して能力が縮小した状態にあっても操作が継続可能なように設計されなければならない。

d) 床に排水管がある場合、排水管の防臭弁には常に水または適切な消毒薬をためておかなければならぬ。

e) 職員のため、動物繫留室内で手洗い用のシンクが使用可能でなければならない。

f) 動物繫留エリアと一般の検疫施設のどちらにおいても、検疫エリアで使用されたすべての供給品 (supplies) および器具の適切な汚染除去および正しい処分、加工処理および保管のために適切な設備と空間が利用可能でなくてはならない。

### 3.5.1.4. 職員防護のために実施するべき事項

1. 検疫施設内においては、飲食、喫煙および人間用食料品の保存を許可してはならない。

2. 検疫エリアに立ち入る職員は防護服と防護用具 (ディスポーザブルが望ましい) を着用しなければならない。

3. 同じ防護服、手袋および粘膜保護具を、検疫を実施する複数の動物繫留室で使用してはならない。つまり、職員が業務の遂行にあたって部屋から部屋へ移動する際には防護服を着替えるものとする。

4. 足または靴洗い槽を、動物繫留エリアと各動物繫留室の出口に設置しなければならない。これらは頻繁に交換し、新鮮な状態に保つて有機体が存在しないようにしなければならない。

5. 魚長類、その排泄物や分泌物との接触後、または少なくとも検疫施設を立ち去る前のシャワーの利用は大いに奨励される。

6. 検疫施設での作業中の断続的で頻繁な手洗いは大いに奨励される。これは防護手袋が不注意で破けたり裂けたりした場合、特に重要である。

7. 検疫所職員から、基準となる血清サンプル (baseline serum samples) を採取し、これを保存し

ておかなければならぬ。その後定期的に血清サンプルを追加採取し、疫学的調査の参考としなければならない。

8. 管理者は不健康の徴候を発現している検疫所職員に対し、医学的対処を求めるように勧めなければならない。

### 3.5.1.5. 管理と動物の世話に際して実施するべき事項

1. 検疫施設に複数の動物繫留室がある場合、部屋から部屋へズーノーシスが伝播する危険を最小限にするための管理プラクティスを策定しなければならない。特に清掃道具やその他の動物の世話に使用する器具は各部屋ごとに別個におかなければならぬ。すべてのケージおよびその他のディスポーザブルでない器具を部屋から撤去する際には汚染を除去しなければならない。

2. すべての管理および動物の世話の手順は、エアロゾルの発生を最小限に抑え、潜在的に汚染された物質が拡がるのを防ぐとともに、その動物に対して適切な配慮を行い、その福祉を図るよう、注意深く実施しなければならない。

排泄物、残飯その他の潜在的に汚染されている物質は、検疫エリアから撤去する際、適切に容器に入れたうえで物理的または化学的汚染除去、または焼却する場所に運ばなければならぬ。

3. 作業台は使用後、または汚れるたびに常に汚染除去しなければならぬ。器具は床の上で保管してはならぬ。

4. 靈長類からひっかき傷、咬傷、その他の傷害を被らないように、取り扱いの際には麻酔、精神安定薬または動物の物理的保定を利用するなどの注意をしなければならぬ。物理的保定は、靈長類の取り扱いについて十分な知識を持ち、熟練した職員が行わなければならない。また、単独で作業中の者は決して行ってはならぬ。

5. 潜在的に汚染された注射針、メスその他の鋭利な器具の使用により、職員が怪我をしたり、感染性物質が動物から動物へ拡がらないように用心しなければならぬ。特にこれらを処分する際に注意が必要である。注射器や注射針、メス刃及びその他の鋭利な物品はディスポーザブルの製品のみを使用しなければならぬ。これらの物品は、再びキャップをはめたり、曲げたり、破壊したり、その他の手による取り扱いを決して行ってはならぬ。これらは作業場近くに保管された穴の開かない容器の中に廃棄しなければならぬ。容器は処分する前に汚染除去しなければならぬ。

6. 使用する物質あるいは薬物のバイアルが複数回分の用量入りの場合、使用の間にバイアルおよびその内容物を汚染しないように注意しなければならぬ。

7. 死亡した動物は密封された、不透過性で漏れない容器または袋を用いて動物繫留室から搬出し、専用の剖検室に収容しなければならぬ。

8. 検疫所の責任者 (responsible quarantine officials) は、検疫を受けている靈長類に重篤な、

および／または異常な疾病と死亡が発生した場合、その旨を政府機関に直ちに届け出なければならない。

9. 動物が検疫エリアから退去した後、その部屋に伝染病が存在したか否かに係わらず、動物繫留室を徹底的に汚染除去する必要がある。